

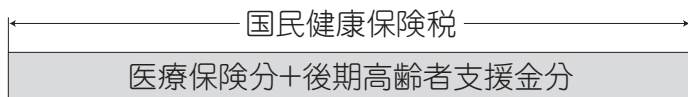
「後期高齢者支援金分」を新設

平成20年4月から75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいのある方も含みます）が加入される後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、後期高齢者医療制度の医療費を支援する「後期高齢者支援金分」が75歳未満のすべての人に課税されます。

今回、新設となります「後期高齢者支援金分」は、これまでの老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険税として徴収させていただくものです。しかし、税額については、これまで医療分に含まれていた老人保健への拠出金分が後期高齢者支援金分となるもので、新規課税により増額となるものではありません。（但し、医療費の増加等による税額の増減はあります。）

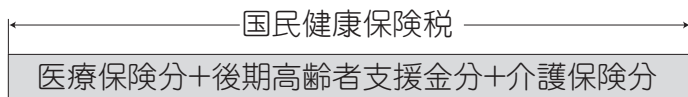
40歳未満の人

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めていただきます。介護保険分の負担はありません。



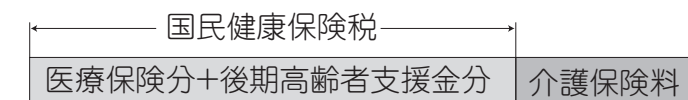
40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めていただきます。



65歳以上75歳未満の人（介護保険の第1号被保険者）

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた国民健康保険税と別に介護保険料を納めていただきます。



◎75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいがある方も含みます）が後期高齢者医療制度に移行され、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合で、保険税の軽減を受けている世帯については、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

また、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯については、5年間、世帯ごとにご負担いただく平等割が半額になります。

◎75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいがある方も含みます）が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合、加入の手続時に申請いただければ、2年間、所得や資産に応じてご負担いただく所得割と資産割が免除されます。また、被保険者1人当たりでご負担いただく均等割が半額となり、さらに、被保険者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく平等割も半額になる軽減が受けられます。

年金からの特別徴収を開始

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、受給されている年金が年額18万以上の方（ただし、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合）の保険税納付について、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）が始まります。甲賀市では、平成20年10月から年金からの特別徴収を開始します。但し、複数の年金を受給されておられる世帯主については特別徴収にならない場合があります。

本算定日が7月1日に

国民健康保険税の本算定日が従来の8月1日から7月1日に変更になりますので、平成20年度の国民健康保険税決定通知書については、7月上旬に送付します。

※現段階では、平成20年度の税率が決定していませんので、税額計算方法については、7月1日号でお知らせします。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574

予防接種には
保護者の同伴を

保護者以外は
委任状が必要に

予防接種法の改正により、定期予防接種を受ける際、保護者同伴が必要になります。原則、保護者の同伴ですが、特段の理由により同伴できない場合は、委任状が必要になります。委任状の用紙は最寄りの保健センター又は、保健介護課に置いてありますので、必要な方はご利用ください。

保護者（親権を有する者及び後見人）とは、親権を有する人となるため、父母が親権をとっている場合は、同居している祖父母が同伴される場合でも委任状が必要です。委任状がない場合は、予防接種を受けることができず、ご注意ください。

問い合わせ

保健介護課 健康支援担当

☎65-0703

FAX63-4085